

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類5	障害者福祉の推進
小分類1	障害者福祉の充実		

第3期中期計画における「現況と課題」

2013年(平成25年)の「障害者総合支援法」の施行により、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念のもと、地域社会における共生の実現に向けて、障害者が、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるように、障害福祉サービス事業と地域生活支援事業を総合的に行なうことが求められています。

また、障害者差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が2016年(平成28年)に施行され、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるように、市民・事業者に対して、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難を取り除くための「合理的配慮の提供」を行うように周知を図る必要があります。

本市においては、2012年(平成24年)度に、障害福祉施策に関する基本的な計画である「第2期宇治市障害者福祉基本計画」、2015年(平成27年)度に障害福祉サービスの3カ年の実施計画である「第4期宇治市障害福祉計画」をそれぞれ策定し、障害福祉サービスのニーズを踏まえて、本市の障害福祉の基本方針や必要なサービス等の目標を示し、障害者の経済的負担の軽減、日常生活及び社会参加のためのコミュニケーションの支援など、個々の障害の状態に応じた障害福祉サービスの充実に取り組んできました。

また、障害者の雇用については、これまでの取組と併せて障害者施設から一般就労への移行についても一層推進する必要があります。

市民が手話をより身近に感じ、聴覚に障害がある人の社会参加がより一層推進されるように「宇治市手話言語条例」の制定を検討する必要があります。

2016年(平成28年)度末時点では、身体障害者手帳所持者は10,313人、療育手帳所持者は1,734人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,217人となっており、毎年増加しています。今後は高齢化の進展等、様々な要因により、支援を必要とする人は増加する見込みであり、多様化する障害福祉サービスを持続的に実施していくためには効果的・効率的な取組が必要となっています。

また、どこでも必要な支援を受けながら暮らせる体制を確立するため、国に対して必要な施策の実施を要望していくことが重要であり、国・京都府の動向を注視しながら、障害者が主体的に地域に参加できる環境づくり、障害福祉サービスに努める必要があります。

第2期中期計画

目標
住み慣れた地域で、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、様々な障害への理解を深め、障害者福祉の充実を図ります。

第3期中期計画

目標
住み慣れた地域で、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、様々な障害への理解を深め、障害者福祉の充実を図ります。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
訪問系サービスの利用量	92,538時間	↗	↗	
通所系サービスの利用量	199,242日	↗	↗	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
訪問系サービスの利用量	122,152時間	223,114時間	↗	
通所系サービスの利用量	258,496日	316,490日	↗	

備考

関連部門計画

- ・ 第2期宇治市障害者福祉基本計画
- ・ 第5期宇治市障害福祉計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 計画的な施策実施

障害者が安心して地域で暮らせる支援体制を確立するため、宇治市障害者福祉基本計画策推進協議会での意見聴取に努めるとともに、国や京都府に対して必要な施策の要望を行います。

2. 各種福祉サービスの充実

障害者それぞれの状態に応じて必要な福祉サービスを提供するため、国や京都府と連携して各種給付を行います。

3. 社会参加の促進

障害者の社会参加を促進するため、活動機会の提供や手話奉仕員等の養成、派遣などのコミュニケーションの支援を行います。

4. 総合的支援の促進

障害福祉サービスや地域生活支援事業を個々に応じて組み合わせる相談支援の充実を図りながら、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援します。

5. 障害者福祉施設の整備

障害者が安心して地域で生活できる環境の整備を促進するため、国や京都府と連携して支援します。

6. 障害者の権利擁護

障害者の尊厳ある生活を守るために、相談体制の充実を図り、適切な財産管理の支援等に取り組みます。

備考

「3.社会参加の促進」について、現況と課題を反映し、宇治市手話言語条例の制定について追記しています。

第3期中期計画

取組の方向

1. 計画的な施策実施

障害者が安心して地域で暮らせる支援体制を確立するため、宇治市障害者福祉基本計画策推進協議会での意見聴取に努めるとともに、国や京都府に対して必要な施策の要望を行います。

2. 各種福祉サービスの充実

障害者それぞれの状態に応じて必要な福祉サービスを提供するため、国や京都府と連携して各種給付を行います。

3. 社会参加の促進

障害者の社会参加を促進するため、活動機会の提供や手話奉仕員等の養成、派遣などのコミュニケーションの支援を行うとともに、市民の手話への理解の促進と手話の普及を推進するため宇治市手話言語条例の制定を検討します。

4. 総合的支援の促進

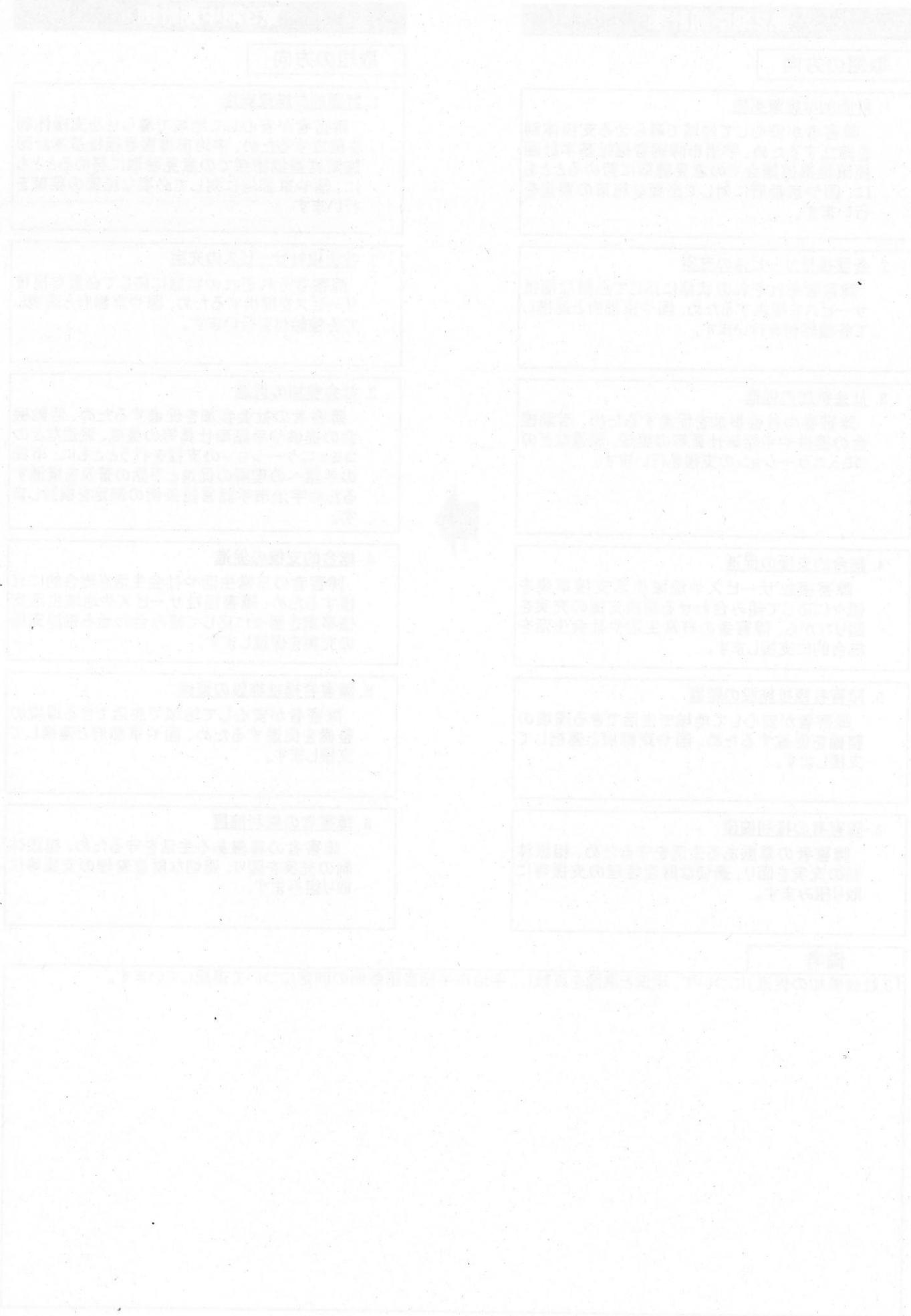
障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業を個々に応じて組み合わせる相談支援の充実を促進します。

5. 障害者福祉施設の整備

障害者が安心して地域で生活できる環境の整備を促進するため、国や京都府と連携して支援します。

6. 障害者の権利擁護

障害者の尊厳ある生活を守るために、相談体制の充実を図り、適切な財産管理の支援等に取り組みます。



第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類6	低所得者福祉の充実
小分類1	低所得者福祉の充実		

第3期中期計画における「現況と課題」

少子高齢社会の進展や世帯構造の変化などにより、人とのつながりが希薄化し、非正規雇用等を背景とした経済的な困窮者が社会的に孤立することが問題となっています。

こうした中、失業・病気・高齢等、様々な理由で最低限度以下の生活を余儀なくされている市民に対しては、生活保護制度で必要な保護を行い、最低限度の生活保障と自立の助長を行っています。

本市の生活保護世帯・人数は、2016年(平成28年)度には2,081世帯・3,083人となっており、高齢者世帯が増加傾向にあります。今後も、職員の人権意識の向上・法令遵守を徹底し、資質の向上に努めることや、漏給・濫給の防止に配慮しながら、さらに制度の適正な実施に努める必要があります。

2015年(平成27年)度から生活困窮者自立支援制度が施行され、稼働年齢層への就労支援について取り組むとともに、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的に、くらしの資金の貸付や学費の支出が困難な生徒・学生への奨学金の貸与をはじめ、住居確保給付金の支給などを実施し、生活困窮者の自立助長の促進に努めており、2017年(平成29年)度からは、貧困の連鎖の防止のため、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業に取り組む予定です。

今後は、関係機関等と連携し適切な支援ができるように、生活困窮高齢世帯への支援のあり方を検討するとともに子どもの貧困の連鎖の防止を図るため、教育分野等と連携し生活困窮世帯への包括的な支援に取り組む必要があります。

第2期中期計画

目標

生活困窮者の自立助長を促進するため、法令遵守を徹底し助言・指導援助を行うとともに、適正に生活保護を実施します。

第3期中期計画

目標

生活困窮者の自立助長を促進するため、法令遵守を徹底し助言・指導援助を行うとともに、適正に生活保護を実施します。



第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
就労支援を活用して 就労した件数	15件	↗	↗	
就労支援相談件数	119件	↗	↗	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
就労支援を活用して 就労した件数	70件	90件	↗	
就労支援相談件数	400件	400件	↗	

備考

関連部門計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 自立助長に向けた適切な指導援助

要援護世帯の自立の助長を促進するため、職員の人権意識の向上、法令遵守を徹底しながら、生活保護の適正実施に努めるとともに、関係機関との連携を図り、各種制度を活用して適切な指導援助を行います。

2. 包括的な相談・支援体制の充実

生活困窮者・家庭における生活意欲の向上と自立の助長のため、相談・支援体制の充実を図るとともに貸付事業等を行います。

第3期中期計画

取組の方向

1. 自立助長に向けた適切な指導援助

要援護世帯の自立の助長を促進するため、職員の人権意識の向上、法令遵守を徹底しながら、生活保護の適正実施に努めるとともに、関係機関との連携を図り、各種制度を活用して適切な指導援助を行います。

2. 包括的な相談・支援体制の充実

貧困の連鎖の防止のため、生活困窮者・家庭における生活意欲の向上と自立の助長に向けて、学習支援をはじめ、相談・支援体制の充実を図るとともに貸付事業等を行います。

備考

「2. 包括的な相談・支援体制の充実」について、現況と課題を反映し学習支援について追記しています。

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類7	年金・保険制度の運営
小分類1	年金・各種医療制度の運営		

第3期中期計画における「現況と課題」

少子高齢化や家族規模の縮小が進展する中、公的年金は高齢者や障害者などの生活の基礎的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠な制度となっています。2015年(平成27年)度時点では、国民の約3割が公的年金を受給し、高齢者世帯の約7割において公的年金収入の占める割合が8割以上となっています。

本市の国民年金の加入者は、2015年(平成27年)度末時点、39,025人で、年金受給者は51,120人となっています。今後も、日本年金機構と協力・連携し、市民への制度の周知・啓発・相談、保険料納付や免除制度の案内を行うとともに、持続可能な公的年金制度を維持するため、市民に対して制度の重要性を説明していく必要があります。

また、年金に関する市独自制度として、制度的無年金者の救済のため、在日外国人高齢者・在日外国人重度障害者に給付金を支給していますが、制度的無年金者については国の制度として適用されるように引き続き、要望していく必要があります。

急速な少子高齢社会の進展に伴い、医療費の増大が見込まれる中、後期高齢者医療制度については、京都府後期高齢者医療広域連合と連携して、今後の後期高齢者被保険者の増加に対応し医療費の適正化と疾病予防の重点化を図り、被保険者の健康の保持・増進のために必要な制度運営を行っています。

2017年(平成29年)度から疾病予防及び早期治療を図るため、人間ドックの定員拡充及び後期高齢者に対する歯科健診を実施しています。

今後、京都府後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化と疾病予防の重点化を図り、給付の抑制に努めるとともに、事業の実施にあたり、広域連合補助金等の財源確保に努める必要があります。

老人及び重度心身障害児(者)の医療費負担を軽減するため京都府の制度と併せて医療費助成を実施しています。

市独自制度として、障害者の医療費負担を軽減するため2017年(平成29年)度から療育手帳B所持者まで拡大しておりますが、医療給付額は増加傾向にあり、今後継続的な支援を行うにあたっては、京都府に制度の拡充を要望していく必要があります。

第2期中期計画

目標

高齢者等の生活の基礎的な部分を支えるため、市民理解を深める周知・啓発・相談を行い、年金・各種医療制度の安定運営を促進します。

第3期中期計画

目標

高齢者等の生活の基礎的な部分を支えるため、市民理解を深める周知・啓発・相談を行い、年金・各種医療制度の安定運営を促進します。



第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
窓口での年金の 受付・啓発	実施	実施	実施	※市の業務は法定受 託分のみ



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
窓口での年金の 受付・啓発	実施	実施	実施	

備考

関連部門計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 国民年金制度の周知・啓発

国民年金制度に対する市民の理解を深めるため、制度の周知・啓発・相談業務を行います。

2. 後期高齢者医療広域連合との連携

高齢者の医療保険制度の安定運営のため、国の施策に基づき、後期高齢者医療広域連合との連携を図ります。

3. 医療費等の負担軽減

低所得世帯、一人暮らし高齢者や重度心身障害者の医療費負担等を軽減、免除するため、京都府制度にあわせて扶助を実施します。

4. 制度的無年金者の救済

制度的無年金者を救済するため、在日外国人高齢者・在日外国人重度障害者に助成を行うとともに、国や関係機関へ制度の改善について要望を行います。

第3期中期計画

取組の方向

1. 国民年金制度の周知・啓発

国民年金制度に対する市民の理解を深めるため、制度の周知・啓発・相談業務を行います。

2. 後期高齢者医療広域連合との連携

高齢者の医療保険制度の安定運営のため、国の施策に基づき、後期高齢者医療広域連合との連携を図ります。

3. 医療費等の負担軽減

低所得世帯、一人暮らし高齢者や重度心身障害者の医療費負担等を軽減、免除するため、京都府制度にあわせて扶助を行うとともに、京都府に制度の拡充について要望を行います。

4. 制度的無年金者の救済

制度的無年金者を救済するため、在日外国人高齢者・在日外国人重度障害者に助成を行うとともに、国や関係機関へ制度の改善について要望を行います。

備考

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類7	国民健康保険の運営
小分類2	国民健康保険の運営		

第3期中期計画における「現況と課題」

急速な少子高齢社会の進展や社会構造の変化に対応し、持続可能な医療制度していくことが国民健康保険においても求められています。

本市の国民健康保険の加入状況は、2016年(平成28年)度末時点で、26,378世帯(加入率31.8%)、被保険者数43,016人(加入率22.8%)となっています。全国的な傾向と同様に、被保険者の高齢化は進展しており、2008年(平成20年)度末時点の65歳以上の被保険者数は、16,653人(構成割合35.1%)であったものが、2016年(平成28年)度末時点では、19,963人(構成割合46.4%)となっています。

一方、保健事業の実施状況について、2016年(平成28年)度の特定健康診査の受診率見込は、32%、特定保健指導の実施率は、13%で、特定健康診査、特定保健指導とともに、受診率(実施率)が計画目標値に到達していないなどの課題があります。

また、人間ドックは定員を超える受診希望者の状況を踏まえて定員を拡充しており、事業のニーズを把握する中で、より効果的な実施方法等を検討する必要があります。

引き続き、安定して国民健康保険事業を運営するためには、医療費の適正化や保険料収納率の向上、保健事業の充実を図るなどの取組が必要となっていますが、全国的に医療費の増加傾向及び保険料収入の不安定化などを背景とする財政基盤の脆弱性が問題となっており、2018年(平成30年)度から国民健康保険制度が改正され、市町村から都道府県へと財政運営の主体が移行されるにあたって、本市における保険料率や保健事業などへの影響を十分に注視し、事業を進めていく必要があります。

第2期中期計画

目標

健康を守る皆保険制度を維持するため、各種保健事業を実施するとともに適正な保険料確保に努め、国民健康保険事業の安定した運営を図ります。

第3期中期計画

目標

健康を守る皆保険制度を維持するため、各種保健事業を実施するとともに適正な保険料確保に努め、国民健康保険事業の安定した運営を図ります。



第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
特定健康診査受診率	30.2%	60%	↗	国の特定健康診査等参酌標準値(2017年(平成29年)度)
特定保健指導実施率	23.6%	60%	↗	国の特定健康診査等参酌標準値(2017年(平成29年)度)



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
特定健康診査受診率	32%	60%	↗	国の特定健康診査等参酌標準値
特定保健指導実施率	13%	60%	↗	国の特定健康診査等参酌標準値

備考

関連部門計画

- ・国民健康保険事業計画
- ・第3期宇治市特定健康診査等実施計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 事業の安定運営

制度を安定して運営するため、保険料の適正化を図るとともに、長期的な医療給付の増加抑制を目指します。また、国や京都府へ財政支援強化策の要望を行います。

2. 健康維持と疾病予防

加入者の健康維持・増進及び疾病の早期発見を図るため、人間ドック、特定健康診査や特定保健指導など各種保健事業を実施します。

3. 医療費の適正化

医療費の適正化のため、引き続きレセプト点検の強化に取り組みます。

第3期中期計画

取組の方向

1. 事業の安定運営

制度を安定して運営するため、適正な保険料率を設定するとともに、長期的な給付の増加抑制に努めます。また、国や京都府へ財政支援強化策の要望を行います。

2. 健康維持と疾病予防

加入者の健康維持・増進及び疾病の早期発見を図るため、人間ドック、特定健康診査や特定保健指導など各種保健事業を実施します。

3. 医療費の適正化

医療費の適正化のため、引き続きレセプト点検の強化に取り組みます。

備考

「1.事業の安定運営」については、現況と課題を反映し内容を修正しています。

